

○湯梨浜町立小学校の特定地域選択制に関する規程

平成 28 年 11 月 21 日

教育委員会訓令第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、湯梨浜町立小学校及び中学校の校区に関する規程(平成 16 年湯梨浜町教育委員会規則第 13 号)第 5 条の規程に基づく湯梨浜町立小学校の特定地域選択制(以下「選択制」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第 2 条 選択制の対象となる児童は、湯梨浜町立羽合小学校の校区に住所を有する者(有する見込みがある者も含む。)で、湯梨浜町立泊小学校への入学及び転入学を希望する者とする。

(入学及び転入学の申込み)

第 3 条 前条に規定する者の保護者は、特定地域選択制入学及び転入学申込書(様式第 1 号)を湯梨浜町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

2 特定地域選択制入学及び転入学申込書の受付期間は、毎年 11 月 1 日から 12 月 28 日までとする。

(入学及び転入学の許可)

第 4 条 教育委員会は、前条の規定により申込みがあったときは、次に掲げるすべての就学条件を満たすことを確認して、特定地域選択制入学(転入学)許可通知書(様式第 2 号)により申込者へ通知するものとする。

- (1) 1 年(年度中途の場合は、その年度末まで)以上継続して通学すること。
- (2) 事前に児童及び保護者で学校を見学すること。
- (3) 学校の教育活動及び PTA 活動の趣旨に賛同すること。

(情報提供)

第 5 条 教育委員会は、保護者に対して、選択制に関する情報を提供するものとする。

(その他)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、選択制の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 10 月 31 日教委規則第 2 号)

この訓令は、令和 6 年 10 月 31 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

湯梨浜町特定地域選択制入学及び転入学申込書

年 月 日

湯梨浜町教育委員会教育長 様

申込者氏名

(保護者) \_\_\_\_\_ 印

私は、湯梨浜町立小学校の特定地域選択制の趣旨や目的を理解して、下記により  
湯梨浜町立泊小学校 第\_\_学年への 入学・転入学 を申込みます。

記

指定学校名	湯梨浜町立泊小学校	新学年	第 学年
現住所	〒 湯梨浜町		
フリガナ 児童氏名			
生年月日	年 月 日 生	性別	
保護者氏名		児童との関係	
連絡先	電話番号 ( ) -		
期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
羽合小校区への 転入予定年月	年 月		

年 月 日

様

湯梨浜町教育委員会教育長 印

特定地域選択制入学（転入学）許可通知書

年 月 日付で申込みのあった特定地域選択制入学（転入学）については、下記のとおり湯梨浜町立泊小学校への入学（転入学）を許可します。

記

指定学校名	湯 梨 浜 町 立 泊 小 学 校	新学年	第 学 年
現 住 所	〒 湯梨浜町		
フリガナ 児 童 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日 生	性 別	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		